

実務経験証明書

令和 年 月 日

施設・事業所の所在地及び法人等の名称 電話番号	〒					-			
代表者役職 氏名									

次の者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項第3号、第9号又は第10号のいずれかに定める事業に従事した者であることを証明します。

フリガナ				生年月日	
氏 名				☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成	
施設の名称 所在地			都道府県	市町村	事業の種別 ※1 ※2 ※3
職種	主な業務内容	従業期間		期間計	累計労働時間 ※4
		年 月 ～ 年 月		年 月	時間
		年 月 ～ 年 月		年 月	時間
		年 月 ～ 年 月		年 月	時間

※1 児童福祉事業の種別(第3号に該当する場合)

放課後児童健全育成事業 又は次のいずれかの事業

児童自立生活援助事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭の保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、放課後等デイサービス、その他児童福祉法に規定される児童福祉事業

※2 放課後児童健全育成事業の類似事業の種別(第9号に該当する場合)

放課後子ども教室 又は 行政から委託や補助を受けていない民間学童保育

※3 第10号に該当する場合は放課後児童健全育成事業と記入してください。

※4 平成26年5月30日付 雇児育発0530第1号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の留意事項について」を参照してください。

※5 事業所が廃業等で証明書の発行が困難な場合は、在籍歴が証明できる年金の記録等の書類を添付してください。